

令和 8 年 第 2 回 定 例 会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

令和 8 年 8 月 2 4 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和 8 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

1	会期	1
2	会場	1
3	議事日程	1
4	本日の会議に付した事件	2
5	出席議員	2
6	欠席議員	2
7	説明のため出席した者	2
8	職務のため出席した広域連合事務局職員	2
9	会議の経過	3
	開 会	3
	開 議	3
	諸般の報告	3
	仮議席の指定	4
	議長の選挙	4
	議長あいさつ	5
	議席の指定	6
	会議録署名議員の指名	6
	会期の決定	6
	副議長の選挙	6
	副議長あいさつ	7
	監査委員の選任	
	同意第 1 号 監査委員の選任について	8
	提案理由の説明 臂広域連合長	8
	報告議案の上程	
	報告第 1 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
	報告の内容説明 臂広域連合長	9
	承認議案の上程	
	承認第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について	9
	提案理由の説明 大澤事務局長	9
	承認第 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	10

提案理由の説明	大澤事務局長	10
決算認定議案の上程		
認定第 1 号	令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 2 号	令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
以上 2 議案の一括上程		11
提案理由の説明	臂広域連合長	12
提案理由の詳細説明	大澤事務局長	12
条例議案の上程		
議案第 7 号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	17
提案理由の説明	大澤事務局長	18
補正予算議案の上程		
議案第 8 号	令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 1 号）	
議案第 9 号	令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
以上 2 議案の一括上程		19
提案理由の説明	大澤事務局長	19
規約変更協議の上程		
議案第 10 号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協 議について	21
提案理由の説明	大澤事務局長	21
一般質問		22
閉 会		25
会議録署名議員		26
参考資料		
議案等審議結果一覧表		28

令和 8 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 会期 1 日：令和 8 年 8 月 2 4 日（月曜日）

2 会場 前橋市元総社町 3 3 5 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

3 議事日程 第 1 号

日程第 1 議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 副議長の選挙

日程第 6 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 7 報告第 1 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 8 承認第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 9 承認第 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 10 認定第 1 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 2 号 令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 7 号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 8 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 9 号 令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢

者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第16 一般質問

4 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

5 出席議員（18名）

1番	近藤 登	2番	林 幸一
3番	長壁 真樹	4番	樋口 哲郎
5番	人見 武男	6番	藤生 浩二
7番	渡辺 謙一郎	8番	桑原 敏彦
9番	渋谷 理津子	10番	安力川 信之
11番	丸山 保	12番	矢野 勅仁
13番	佐藤 貴雄	14番	杉山 英行
15番	新井 賢次	17番	安原 賢一
18番	萩原 正信	19番	酒巻 広明

6 欠席議員（1名）

16番 岡田 邦敏

7 説明のため出席した者

広域連合長	臂 泰雄	副広域連合長	熊川 栄
事務局長	大澤 康典	事務局次長	布施川 欽也
管理課長	梁瀬 信也	給付課長	加藤 正晃
保健事業室長	中島 敦子		

8 職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	生 水 康 仁	議会書記	岩 井 美 紀
議会書記	樺 沢 岳	主 幹	富 澤 彰 太
主 任	福 嶋 璃 香		

◎臨時議長紹介

○ 議会書記（岩井美紀）

開会前に申し上げます。

議長でありました高崎市の根岸赴夫議員、および、副議長でありました長野原町の黒岩巧議員が辞職により退任されましたので、現在、議長、副議長ともに空席となっております。

よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員のうち、玉村町議会選出の新井賢次議員が年長議員であります。

新井賢次議員、議長席に御着席をお願い申し上げます。

◎開 会

午後2時17分

○ 臨時議長（新井賢次議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和8年第2回定例会を、開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 臨時議長（新井賢次議員）

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者であります下仁田町の岡田邦敏議員であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 臨時議長（新井賢次議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（岩井美紀）

令和8年第1回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

まず、任期満了等により退任された議員について申し上げます。

前橋市の富田公隆議員、前橋市の藤江彰議員、高崎市の根岸赴夫議員、高崎市の後藤彰議員、伊勢崎市の大木光議員、太田市の星野一広議員、藤岡市の針谷賢一議員、選挙区分15長野原町の黒岩巧議員、選挙区分17千代田町の森雅哉議員、以上となります。

次に、新たに当選された議員について申し上げます。

前橋市の近藤登議員、前橋市の林幸一議員、高崎市の長壁真樹議員、高崎市の樋口哲郎議員、伊勢崎市の藤生浩二議員、太田市の渡辺謙一郎議員、藤岡市の丸山保議員、選挙区分15中之条町の安原賢一議員、選挙区分17千代田町の酒巻広明議員、以上となります。

次に、監査委員から、令和8年1月執行分から6月執行分までの例月現金出納検査の報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、南雲監査委員に出席を求めています。

以上でございます。

◎仮議席の指定

○ 臨時議長（新井賢次議員）

議事の進行上、仮議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました広域連合議会議員の仮議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○ 臨時議長（新井賢次議員）

日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 臨時議長（新井賢次議員）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 臨時議長（新井賢次議員）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決まりました。

議長に佐藤貴雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐藤貴雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 臨時議長（新井賢次議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤貴雄議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました佐藤貴雄議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療
広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎議長あいさつ

○ 臨時議長（新井賢次議員）

佐藤貴雄議員より議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、みなさまのご推挙によりまして議長に選任されました安中市議会議長の佐藤貴雄でございます。皆様のお力添えをいただきながら広域連合議会の円滑な運営が図られるよう、進めてまいり所存でございます。皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。議長就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 臨時議長（新井賢次議員）

議長を交代いたします。

◎議席の指定

○ 議長（佐藤貴雄議員）

議長を交代いたしました。

日程第２「議席の指定」を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第３「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、１４番杉山英行議員、１８番萩原正信議員、以上の２名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第４「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第５「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に安原賢一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました安原賢一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました安原賢一議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました安原賢一議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◎副議長あいさつ

○ 議長（佐藤貴雄議員）

安原賢一議員より副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○ 副議長（安原賢一議員）

ただいま、皆様のご推挙によりまして広域連合議会の副議長に選任されました、中之条町議会議長の安原でございます。これからは、議長を補佐しながら議会運営がスムーズに進行できますよう、努めてまいります。皆様方の温かいお力添え、ご協力をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎監査委員の選任

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第6、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により近藤議員の退席を求めます。

（近藤議員退席）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（臂泰雄）

ただいま上程されました同意第1号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

現在、議員のうちから選任される監査委員が、欠員となっておりますので、近藤登議員を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜（たまわ）りますようお願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決まりました。

近藤議員の入場を求めます。

（近藤議員入場）

◎報告議案の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第 7、報告第 1 号「令和 7 年度 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（臂泰雄）

報告第 1 号「令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の 2 ページでございます。

本件は、令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）において、後期高齢者医療運営事業 22 万円を繰越明許費として設定し、繰越計算書のとおり、22 万円を令和 8 年度に繰り越しましたので、ご報告するものでございます。

以上、報告といたします。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、報告の内容説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第 1 号を終わります。

◎承認議案の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第 8、承認第 4 号「群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

承認第 4 号「群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書 4 ページと、別冊説明資料の 1 ページを併せてご覧ください。

本件は、行政手続法の改正に準じ、所要の改正が必要となりましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

まず、1改正の理由でございますが、行政手続法の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、聴聞の通知等の公示送達について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧可能な状態とするとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を電子計算機の映像面に表示したものを閲覧可能な状態とする方法によって行うこととするものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分をご報告させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、「承認第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の専決処分について」採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。

よって、「承認第4号」は、原案のとおり承認することに決まりました。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第9、承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書7ページと、別冊 説明資料の4ページを併せてご覧ください。

本件は、群馬県の職員等に準じ、会計年度任用職員の通勤手当を改めるものですが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

まず、1改正の理由でございますが、群馬県の職員等に準じ、会計年度任用職員の通勤手当を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、通勤手当において駐車場料金を支給するための改正を行うこととするものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分をご報告させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、「承認第5号群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。

よって、「承認第5号」は、原案のとおり承認することに決まりました。

◎決算認定議案の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第10、認定第1号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第11、認定第2号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上2件を

一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（臂泰雄）

ただいま一括上程となりました、認定第1号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書、15ページ及び16ページをご覧ください。

令和7年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は、1億3,427万941円でございます。

次に、17ページ及び18ページをご覧ください。

歳出総額は、1億2,108万9,260円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は1,318万1,681円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、700万円を財政調整基金へ積み立ていたしましたので、記載はありませんが、残りの618万1,681円が翌年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案書の33ページ及び34ページをご覧ください。

令和7年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は、2,891億7,831万649円でございます。

次に、35ページ及び36ページをご覧ください。

歳出総額は、2,801億8,084万3,408円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、89億9,746万7,241円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、56億円を医療給付費等準備基金へ積み立ていたしましたので、記載はありませんが、残りの33億9,746万7,241円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりまして、各会計の歳入歳出決算の主なものについて ご説明申し上げます。

まず、一般会計 歳入歳出決算でございます。議案書の21ページ、22ページをご覧

ください。

初めに、歳入ですが、1 款 分担金及び負担金の収入済額、1 億 2, 1 2 7 万 8 千円は、構成市町村からの事務費負担金でございます。

2 款「財産収入」の 2 8 万 2, 7 5 5 円は、主に、財政調整基金の運用利子でございます。

3 款「繰入金」の 7 1 5 万円については、公用自動車 1 台の買い替えに係る経費に加え、医療給付関係業務の効率化を図るための A I - O C R、R P A の導入のための特別会計の費用に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

4 款「繰越金」の 5 4 5 万 1, 5 0 2 円は、前年度からの繰り越しでございます。

5 款「諸収入」の 1 0 万 8, 6 8 4 円は、金融機関、預金利子及びホームページの広告掲載料などでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。2 5 ページ、2 6 ページをご覧ください。

まず、1 款「議会費」の支出済額 6 8 万 7, 9 9 4 円は、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。

2 款「総務費」の、1 億 1, 0 1 0 万 6 5 5 円は、備考欄にありますとおり、一般管理事業、後期高齢者医療懇談会事業、会計管理事業、監査運営事業など、総務関係事業に係る経費であり、一般管理事業の 1 8 節における市町村負担金が大半を占めております。これは事務局長、次長、総務課及び会計課の市町村からの派遣職員 8 名分の、派遣元市町村への人件費負担金でございます。

続きまして、2 7 ページ、2 8 ページをご覧ください。

下から 4 行目の、3 款「基金積立金」1 9 万 9, 1 0 9 円は、財政調整基金の運用利子を、積み立てたものでございます。

続きまして、2 9 ページ、3 0 ページをご覧ください。

5 款「諸支出金」の 1, 0 1 0 万 1, 5 0 2 円は、医療給付関係業務における、A I - O C R、R P A の導入に係る費用に充てるための特別会計への繰出金と、構成市町村からの事務費負担金の前年度精算に伴う返還金でございます。

一般会計、歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

議案書の 3 9 ページ、4 0 ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1 款「市町村支出金」1 項 1 目「事務費負担金」の収入済額、9 億 5, 5 5 0 万 5 千円は、後期高齢者医療制度の運営に要する共通経費を、構成市町村にご負担いただいたものでございます。

1 項 2 目「保険料等負担金」の 3 3 5 億 4, 1 0 4 万 9, 6 4 4 円は、備考欄にありますとおり、市町村で徴収した保険料負担金と、低所得者等の保険料軽減分の市町村負担金であります、保険基盤安定負担金でございます。

1 項 3 目「療養給付費負担金」の 2 2 7 億 9, 3 8 5 万 8, 4 6 8 円は、療養給付費等の 1 2 分の 1 の割合となる市町村負担金でございます。

次に、2 款「国庫支出金」でございますが、1 項 1 目「療養給付費負担金」の 6 5 5 億 6, 3 4 6 万 4, 0 0 8 円は、療養給付費等の 1 2 分の 3 の割合となる国の負担金でございます。

1 項 2 目「高額医療費負担金」の 1 8 億 9, 2 6 5 万 6, 4 8 7 円は、レセプト 1 件当たり 8 0 万円を超えた医療費に対する、一定割合の国の負担金でございます。

2 項 1 目「調整交付金」の 2 3 6 億 7, 6 0 7 万 8 千円は、備考欄にありますとおり、広域連合間の財政力不均衡などを調整する普通調整交付金と、健康増進事業等の実施に対し交付されました特別調整交付金でございます。

2 項 2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」の 9, 0 9 6 万 7, 0 2 2 円は、備考欄にありますとおり、健康診査、歯科健康診査からなる健康診査事業費及び特別高額医療費共同事業費に対する補助金でございます。

続きまして、4 1 ページ、4 2 ページをご覧ください。

2 項 3 目「後期高齢者医療災害等臨時特例補助金」の 2 6 万 4 千円は、東日本大震災で被災した被保険者の一部負担金の免除及び保険料減免の特例措置に対する補助金でございます。

2 項 4 目「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」の 6 3 1 万 7 千円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知広報に関する経費に対する補助金でございます。

次に、3 款「県支出金」でございますが、1 項 1 目「療養給付費負担金」の 2 1 5 億 2, 0 1 5 万 8, 9 5 0 円は、療養給付費等の 1 2 分の 1 の割合となる県の負担金でございます。

1 項 2 目「高額医療費負担金」の 1 8 億 9, 2 6 5 万 6, 4 8 7 円は、レセプト 1 件当たり 8 0 万円を超えた医療費に対する、一定割合の県の負担金でございます。

4 款「支払基金交付金」の 1, 0 8 7 億 5, 3 2 3 万 9 千円は、国民健康保険、被用者保険など、現役世代が加入する保険者からの支援金でございます。

続きまして、4 3 ページ、4 4 ページをご覧ください。

次に、5 款「特別高額医療費共同事業交付金」の 2 億 9 2 6 万 8, 1 7 4 円は、4 0 0 万円を超える高額な医療費のうち、2 0 0 万円を超える部分につきまして、国保中央会が、各広域連合からの拠出金を財源として調整を行い、当広域連合に交付されたもの

でございます。

6 款「財産収入」の、1, 490 万 5, 478 円は、後期高齢者医療給付費等準備基金の運用利子でございます。

7 款「繰入金」ですが、1 項 1 目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」の 39 億 9, 831 万 6 千円は、主に、医療給付の財源として、基金から繰り入れを行ったものでございます。

2 項 1 目「一般会計繰入金」の 495 万円は、医療給付関係業務における、A I - O C R、R P A の導入に係る費用に充てるために、一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

8 款「繰越金」の、38 億 9, 729 万 9, 563 円は、前年度からの繰り越しでございます。

続きまして、45 ページ、46 ページをご覧ください。

10 款「諸収入」の、3 億 6, 735 万 7, 368 円は、保険料の延滞金や、交通事故などの第三者行為にかかる医療費について、加害者側から納められた第三者納付金、医療機関等からの医療費返納金などでございます。

なお、第三者納付金の不納欠損額 741 万 2, 847 円は、後期高齢者医療第三者行為求償事務に係る損害賠償請求金ですが、消滅時効に係る時効期間が満了したことにより債権を放棄したものでございます。

また、返納金の不納欠損額 63 万 3, 598 円は、一部負担金の負担割合変更に伴う返納金について、時効により、不納欠損処理を行ったものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。47 ページ、48 ページをご覧ください。

1 款「総務費」の支出済額は 8 億 9, 553 万 1, 466 円で、主な内容については、右端の備考欄をご覧ください。

12 節「委託料」は、資格確認書等の更新、電算処理システムの運用保守、レセプトデータの作成処理などの業務委託料であり、この他に、22 万円を翌年度繰越額としております。これは、令和 7 年 10 月に提起された広域連合に対する訴訟に係る費用について、年度内に業務が完了しないことから予算の繰り越しを行ったものでございます。

18 節「市町村負担金」は、広域連合事務局管理課、給付課及び総務課保健事業室の派遣職員、18 名分の人件費負担金でございます。

次に、2 款「保険給付費」の 2, 735 億 1, 303 万 8, 602 円ですが、1 項 1 目「療養給付費」の 2, 515 億 4, 621 万 5, 802 円、及び 1 項 2 目「訪問看護療養費」の 35 億 8, 529 万 6, 378 円は、被保険者の療養給付に要した費用でございます。

続きまして、４９ページ、５０ページをご覧ください。

１項５目「審査支払手数料」の７億１，１９９万９，９８２円は、レセプト審査、及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。

次に、２項１目「高額療養費」の１６４億３，１３６万２，９４９円は、被保険者１か月あたりの自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

２項２目「高額介護合算療養費」の２億７，８３０万１，２９１円は、医療保険と介護保険における、年間の自己負担の合計額が、限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、３項１目「葬祭費」の９億５，９８０万円は、被保険者が死亡した際に、葬祭を行った者に対し、支給するものでございます。

次に、３款「財政安定化基金拠出金」の０円は、保険料の未納や医療給付費の増大等により、財政への影響に対処するために、県に設置された基金への拠出金で、国、県及び広域連合が、それぞれ３分の１ずつ同額を拠出しているものでございますが、令和４年度から拠出率を０としたことによるものでございます。

次に、４款「特別高額医療費共同事業拠出金」の２億３，９７４万７，９５７円は、４００万円を超える高額な医療費のうち、２００万円を超える部分について、国保中央会が、全国の広域連合間の財政調整を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして、５１ページ、５２ページをご覧ください。

５款「支払基金拠出金」、１項１目「出産育児支援金」の１億８，１７３万７，０６６円は、後期高齢者医療制度において、出産育児一時金に要する費用の一部を支援するための、社会保険診療報酬支払基金に対する拠出金となります。

６款「保健事業費」、１項１目「健康診査費」の１０億１，５３５万２，９４７円は、市町村に委託し、実施した健康診査事業に係る委託料でございます。

１項２目「その他健康保持増進費」の４億３，１３８万９６９円ですが、主な内容は、市町村が実施した人間ドック健診費助成事業に対する補助金でございます。

１項３目「歯科健康診査費」の３，００２万３，４００円は、歯科健康診査事業の委託等に係る経費でございます。

続きまして、５３ページ、５４ページをご覧ください。

７款「基金積立金」の１，４９０万５，４７８円は、医療給付費等準備基金の運用利子を積み立てたものでございます。

続いて、９款「諸支出金」のうち１項２目「償還金」の３７億９，５０５万１，１２３円ですが、これは、前年度精算に伴う、市町村支出金、国庫支出金、県支出金、及び、支払基金交付金の返還金でございます。

特別会計の説明は以上となりまして、各会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

なお、監査委員の歳入歳出決算の審査意見書は、議案書 62 ページから 71 ページまでのとおりでございます。

よろしくご審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決いたします。

はじめに、認定第 1 号「令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決いたします。

本案を認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。

よって、認定第 1 号を、認定することに決まりました。

次に、認定第 2 号「令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案を認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。

よって、認定第 2 号を、認定することに決まりました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第 12、議案第 7 号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

議案第 7 号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書 100 ページ、別冊 説明資料の 6 ページを併せてご覧ください。

1 改正の理由でございますが、群馬県の職員に準じ、第 2 種初任給調整手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2 主な内容でございますが、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当として、新たに第 2 種初任給調整手当を設けるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、議案第 7 号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第 7 号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第１３、議案第８号「令和８年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び、日程第１４、議案第９号「令和８年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、以上２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

ただいま一括上程となりました、議案第８号及び 議案第９号の２議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の１０４ページをご覧ください。

まず、議案第８号「令和８年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第１号」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５８８万１千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億３，６６１万８千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

１１１ページと１１２ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、４款「繰越金」は、前年度からの繰り越しでありまして、令和７年度決算に伴い、５８８万１千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、１１３ページ、１１４ページをご覧ください。

５款２項１目の「償還金」ですが、市町村からの事務費負担金の、令和７年度決算に基づく精算による返還金 ５８８万１千円を追加するものでございます。

議案第８号の説明は以上でございます。

続きまして、１１８ページをご覧ください。

議案第９号「令和８年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第１号」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３２億９，０１２万２千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、３，０４３億２，２５２万２千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

１２５ページ、１２６ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、１款１項３目の「療養給付費負担金」は、令和７年度決算において、負担金が不足した一部の市町村から、追加で納付いただくため、１，６０８万円を追加するものでございます。

７款１項１目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、令和７年度決算に伴

いまして、2, 320万5千円を減額するものでございます。

8款1項1目の「繰越金」は、令和7年度決算に伴う繰越金32億9, 724万7千円を追加するものでございます。

次に歳出でございますが、127ページ、128ページをご覧ください。

9款「諸支出金」のうち、1項2目の「償還金」は、令和7年度決算に基づく、事務費及び療養給付費の市町村負担金、国庫支出金、県支出金及び、支払基金交付金の、精算に伴う返還金32億9, 012万2千円を追加するものでございます。

なお、2款「保険給付費」については、右端の説明欄に「財源更正」と記載がありますが、これは、先ほどご説明させていただきました、歳入予算の補正に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

議案第9号の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ご質疑、ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第8号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和8年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第 15、議案第 10 号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大澤康典）

議案第 10 号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

議案書 129 ページ、別冊説明資料の 9 ページを併せてご覧ください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、群馬県内の市町村や一部事務組合が共同で設置をしている委員会で、当広域連合も加入しておりますが、このたび規約を変更する必要性が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容については、令和 9 年 4 月 1 日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、伊勢崎市、下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合及び下仁田南牧医療事務組合が加入することによる、同委員会の共同設置規約の変更を行うこととございます。

以上、議案第 10 号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（佐藤貴雄議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第 10 号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（佐藤貴雄議員）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○ 議長（佐藤貴雄議員）

次に、日程第16、一般質問を行います。

通告順序に従い、質問を許可いたします。

1 番渡辺謙一郎議員。

○ 議員（渡辺謙一郎議員）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

令和7年度決算における実質収支についての評価と主な要因について伺います。

令和7年度決算では、歳入総額約2,891億8千万円、歳出総額約2,801億8千万円で、実質収支額は約89億9,700万円となっています。

この90億円の実質収支について、広域連合としてどのように評価しているのか。また、これほどの実質収支が生じた主な要因について伺います。

○ 事務局長（大澤康典）

まず、令和7年度特別会計における実質収支額約90億円を生じた理由について説明いたします。

特別会計において支出額の約98%を保険給付費が占めており、歳入については、その保険給付費の支出に伴う、国、県、支払基金からの負担金が同様に大半を占めております。

歳出の保険給付費は実績により支出を行っていますが、それに伴う国等の負担金については、年度内の支出に係る財源として交付されるため、年度途中までの給付実績額を元に、財源不足とならないよう調整率を掛けて交付額が決定されます。

そのため、歳入額については、交付ルールとして不足の無いように設定されており、翌年度に超過交付分を精算するルールとなっております。

令和7年度に受け入れた国等の負担金については、約38億円を翌年度に返還するものとして、補正予算（第1号）を設定しております。

また、歳入決算額のうち、保険給付に係る財源として、広域連合で保有する「医療給付費等準備基金」を約40億円取り崩しているため、先の返還金と合わせて実質収支額の大半を占める状況となります。

そのため、約90億円の実質収支に係る評価としては、実質収支額の大半を負担金精算額と基金取り崩し額が占めている状況から、多額の決算剰余を生じている状況とは必

ずしも言えず、厳しい財政運営であると言えます。

したがって、広域連合の運営の健全性を考える上では、今後も、保険給付費の見込を精緻に見込むことが最重要と考え、これからも後期高齢者医療の動向を見極めていきたいと考えます。

○ 議員（渡辺謙一郎議員）

約１６０億円の不用額について、当初の医療費推計と実績の乖離について伺います。

歳出予算現額約２，９６１億円に対し、支出済額は約２，８０２億円で、約１６０億円の不用額が生じております。後期高齢者医療制度は医療給付費の変動がありますので、一定の余裕を持った予算編成が必要なのは理解します。

一方で、１６０億円という規模について、当初の医療費推計と実績にどのような乖離があったのか伺います。

○ 事務局長（大澤康典）

当初の医療費推計と実績の乖離についてでございますが、令和７年度の医療費の推計につきましては、令和６年度の当初予算額や決算見込額を基礎とし、過去３か年の決算額の伸び率の平均値などを勘案して推計しております。

このように、過去の決算実績等を踏まえて当初予算額を見込んでおりましたが、実際の医療費が、当初見込んでいた水準を下回ったことから、当初の推計額と実績額に乖離が生じたものでございます。

○ 議員（渡辺謙一郎議員）

保健事業により、医療費がどの程度抑制されたのか、また、効果検証の方法について伺います。

今回の決算を見ると、保険給付費が歳出の大半を占める一方、健康診査、人間ドック、歯科健診などの保健事業費は約１４億７千万円となっています。

高齢化がさらに進む中、医療費が発生してから給付するだけでなく、健康寿命を延ばし、重症化を防ぐことへの投資がより重要になると考えます。

保健事業によって、医療費がどの程度抑制されたのか、効果検証をどのように行っているのか伺います。

○ 事務局長（大澤康典）

群馬県全体の一人当たりの年間医療費は、外来・入院ともに全国平均より低い状況ではありますが、後期高齢者は、一人で複数の疾患を抱え複数の医療機関への受診や治療を行うことや、短期間で体調の変化が起こりやすい等の特徴があります。そのため、医療費の適正化と高齢者の健康増進の両面から保健事業を推進しております。

現時点では実施した保健事業でどれだけの効果が見られたという明確なデータはありませんが、令和６年３月に策定しました保健事業実施計画（第３期データヘルス計画）

に基づき群馬大学と医療費のデータ分析を実施し、事業の検証を行っているところです。

今後も高齢者の健康寿命の延伸と重症化予防など、効果的な取組の推進に努めてまいります。

○ 議員（渡辺謙一郎議員）

市町村別の「一人当たり医療費」「健康診査受診率」「人間ドック利用率」「生活習慣病の重症化率」の比較・分析について伺います。

広域連合には県内全市町村が加入していますが、市町村ごとに「一人当たり医療費」「健康診査受診率」「人間ドック利用率」「生活習慣病の重症化率」などには相当の差があるのではないのでしょうか。

これらについて、市町村別の比較・分析を伺います。

○ 事務局長（大澤康典）

先ほどの質問でもお答えしましたとおり、広域連合では、疾病に関する地域固有の課題や傾向を明らかにすることで、効果的な保健指導等につなげるため、令和7年度より群馬大学に委託して、国保データベースシステムデータの分析を行っております。

令和7年度に行った分析の一つとして、令和6年度1年間の医療レセプトデータを基に市町村間の医療費についての評価をしています。県全体の一人当たり総医療費・入院医療費・外来医療費を基に、各市町村の各医療費と比較したところ、総医療費・入院医療費については、北部に位置する地域で有意に高い傾向が、外来医療費については北部・県中央部で有意に高い傾向にありました。

今後も、継続的に様々な角度からデータ分析を行うことで市町村ごとの健康課題を明らかにし、県内市町村とも情報共有を図ることで、高齢者の健康増進を図っていきたいと考えております。

○ 議員（渡辺謙一郎議員）

広域連合として、保険料をできるだけ抑えながら制度を持続させるために最も重要な課題を何と考えているか伺います。

今回の決算では約90億円の実質収支が確保されています。

しかし、今後さらに後期高齢者が増加し、医療費そのものが拡大していくことを考えると、単年度で黒字だったから安心という問題ではないと思います。広域連合として、今後5年、10年を見据え、保険料負担をできるだけ抑えながら制度を持続させるため、最も重要な課題を何と考えているか伺います。

○ 事務局長（大澤康典）

団塊の世代が75歳に到達した2025年以降も群馬県後期高齢者医療制度の被保険者の増加が続いております。令和8年7月末時点では340,480人となっており、今後も10数年程度は緩やかな増加が見込まれています。

後期高齢者医療制度の保険料は２年ごとに見直しを行っておりますが、高齢者人口の増加、医療費の伸び、そして高齢者を支える現役世代の減少といった構造的な要因により、改定ごとに保険料が上昇しております。

令和８年度には保険料の改定に加え、新たに子ども子育て支援金分の保険料が上乘せされたことから、高齢者の負担は徐々に大きくなってきている状況でございます。こうした中、広域連合としても制度の持続性を確保するため、医療費の適正化や高齢者の健康増進に向けた取り組みを積極的に進めているところでございます。

具体的には、後発医薬品の利用促進、多剤併用の是正、健康診査受診の促進、生活習慣病の重症化予防、フレイル予防事業、口腔ケアの推進など、多岐にわたる事業を展開しております。

今後も、高齢者が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療の適正化に努めてまいります。

○ 議長（佐藤貴雄議員）

以上で一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（佐藤貴雄議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和８年第２回定例会を閉会いたします。

午後３時１６分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年8月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長

佐藤 貴雄

議員

杉山 英行

議員

萩原 正信

参 考 資 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 1 日】

事件番号	件 名	審議結果
選 挙	議長の選挙	指名推選 当選人 佐藤 貴雄
選 挙	副議長の選挙	指名推選 当選人 安原 賢一
同 意 第 1 号	監査委員の選任について	同 意 近藤 登
報 告 第 1 号	令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	承 認
承 認 第 4 号	群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を 改正する条例の専決処分について	承 認
承 認 第 5 号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 専決処分について	承 認
認 定 第 1 号	令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算の認定について	認 定
認 定 第 2 号	令和 7 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議 案 第 7 号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に ついて	可 決
議 案 第 8 号	令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算（第 1 号）	可 決
議 案 第 9 号	令和 8 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
議 案 第 1 0 号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について	可 決